

転入者の方へ（令和6年1月2日以降南牧村に住民登録がある方）

次のいずれかにあてはまる

- ・ 令和6年分所得税（定額減税前）が0円ではない
- ・ 令和6年度住民税の定額減税前所得割が0円ではない

はい

いいえ

次のいずれかにあてはまる

- ・ 確定申告書第一表④④-④③>0となる
- ・ 令和6年分源泉徴収票の摘要欄の控除外額が0円ではない
- ・ 令和5年分所得よりも令和6年分所得のほうが少ない
- ・ 令和6年8月27日以降、令和5年分の所得について税の修正申告を行い住民税所得割額が減少した
- ・ 令和6年中に扶養親族が増えた
- ・ 令和6年中に入国して、南牧村へ転入した

申請が必要です。
南牧村税務係へご連絡ください。

対象外です

低所得世帯向け給付の対象になった

対象外です

令和6年分所得は青色事業専従者・事業専従者（白色）所得である

①青色事業者・事業専従者（白色）の方へ

令和6年分合計所得金額が48万円超である

②所得が48万円超の方へ

対象外です

①青色事業専従者・事業専従者（白色）の方へ

はい →
いいえ →

令和6年度調整給付の支給対象となった

調整給付と定額減税を合わせても4万円に満たない
(扶養親族として受けた調整給付及び定額減税を含む)

**申請が必要です。
南牧村税務係へご連絡ください。**

**申請が必要です。
南牧村税務係へご連絡ください。**

対象外です

②所得が48万円超の方へ

はい →
いいえ →

令和6年度調整給付の支給対象となった

調整給付と定額減税を合わせても4万円に満たない
(扶養親族として受けた調整給付及び定額減税を含む)

**申請が必要です。
南牧村税務係へご連絡ください。**

**申請が必要です。
南牧村税務係へご連絡ください。**

対象外です